

○ 国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程

制定	平成26年	12月	24日
改正	平成27年	3月	27日
	平成28年	3月	29日
	平成29年	3月	27日
	平成30年	3月	27日
	平成31年	3月	26日
	令和3年	2月	26日
	令和3年	7月	29日
	令和4年	6月	27日
	令和5年	1月	23日
	令和5年	5月	29日
	令和7年	10月	1日
	令和8年	3月	24日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）における研究に係る不正行為の防止（以下「研究に係る不正行為の防止」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 研究に係る不正行為の防止の取扱いについては、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「研究に係る不正行為」とは、故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、発表された研究成果に関する次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究に携わる者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないこと。
- (6) 公的資金の不正使用 実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求、競争的資金等の公募型の研究資金等の配分機関（以下「資金配分機関」という。）の定め、その他関係法令及び学内関係規程等に違反して公的資金を使用すること。
- (7) 「公的資金」とは、次のものをいう。
 - (ア) 運営費交付金及び寄附金
 - (イ) 研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金
 - (ウ) 資金配分機関特定の研究課題を示し、それに沿った研究を行う研究者又はグループを募り資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものを含む。）
 - (エ) その他大学運営に関する資金

(責任と権限)

第4条 本学の研究に係る不正行為を防止するために最高管理責任者、統括管理責任者、及び公正研究推進責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究に係る不正行為の防止について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究に係る不正行為の防止について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、理事（研究インテグリティ担当）をもって充てる。
- (3) 公正研究推進責任者は、各学域等における研究に係る不正行為の防止について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、教育学域長、医学域長、工学域長、生命環境学域長、附属図書館長、医学部附属病院長、クリーンエネルギー研究センター長、機器分析センター長、総合分析実験センター長、水素・燃料電池ナノ材料研究センター長、発生工学研究センター長、保健管理センター長、学生サポートセンター長、国際流域環境研究センター長、山梨 GLIA センター長、ゼロエミッションみらい研究センター長、研究推進・社会連携機構長、総合情報戦略機構長、教育統括機構長、やまなし地域共創推進機構長及び財務部長をもって充てる。
- (4) 公正研究推進責任者は、自己の管理監督又は指導する学域等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告しなければならない。
- (5) 公正研究推進責任者は、自己の管理監督又は指導する学域等内の公的資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督しなければならない。
- (6) 公正研究推進責任者は、自己の管理監督又は指導する学域等において、構成員が適切に公的資金の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。
- (7) 公正研究推進責任者は、実効的な管理監督を行い得る体制を構築するため、公正研究推進副責任者を任命することができる。
- (8) 公正研究推進責任者は、公正研究推進副責任者を任命した場合、統括管理責任者に報告する。
- (9) 最高管理責任者は、統括管理責任者及び公正研究推進責任者が責任を持って研究に係る不正行為を防止できるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(研究者等に対する研究倫理教育の実施)

第5条 各学域等に、本学の研究に係る不正行為を防止するために研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、公正研究推進責任者をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わるものを対象に、定期的に研究活動に係る法令、研究費の執行等に関する違反の防止等のための研修等、研究倫理に関する研修を実施しなければならない。

(学生に対する研究倫理教育の実施)

第6条 研究倫理教育責任者は、本学の研究に係る不正行為を防止するために、学生に対し研究倫理に関する規範意識を徹底するため、教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育を実施しなければならない。

(相談窓口の設置)

第7条 本学における公的資金の取得及び運用に関し、適切な支援を行なうため相談窓口を置く。

- 2 相談窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(公正研究推進室の設置)

第8条 最高管理責任者のもとに公正研究推進室を設置する。

2 公正研究推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(公的資金に基づく納品検収)

第9条 本学における物品の適正な給付の完了確認検査は、納品検収室が適切に実施するものとする。

(取引停止の措置)

第10条 本学における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「物品購入等契約」という。）に関し、一般競争参加資格を有する者及びその他の者が、不正な取引に関与した場合は、取引停止の措置を講ずるものとする。

(通報窓口の設置)

第11条 本学における研究に係る不正行為に適切に対応するため、通報窓口を置く。

2 通報窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(不正処理組織等の設置)

第12条 本学における研究の不正行為の調査・判定等のため、公正研究責任者及び公正研究委員会を置く。

2 公正研究責任者、公正研究委員会及び不正行為に対する措置に関し必要な事項は、別に定める。

(内部監査)

第13条 本学における研究に係る不正行為を防止するため、内部監査を実施するものとする。

(体制等の公表)

第14条 本学における研究に係る不正行為の防止に関する内容等は、ホームページで公表するものとする。

(誓約書の提出)

第15条 本学において、研究活動を行う研究者（大学院生、学部生を除く。）（以下、「研究者」という。）は、「山梨大学における研究活動に関する基本方針」及び「山梨大学における研究活動に関する行動規範」の精神に則り、本規程を遵守して、不正行為を行わないことを誓約した書面（以下「誓約書」という）を学長に提出しなければならない。

2 誓約書に違反し不正を行った場合、研究者は本学規程等による処分及び法的な責任を負担しなければならない。

3 研究者は、誓約書（別紙様式1）を本学に採用時に、各学域長等を通じて学長に提出しなければならない。

4 公的資金の運営・管理に関わる事務職員は、誓約書（別紙様式2）を各学域長等を通じて学長に提出しなければならない。

(研究データの保存・開示)

第16条 研究成果の検証可能性を確保するため、研究活動に係る生データや実験・観察ノートなどの資料を適切に保存・管理し、必要に応じ開示するものとする。保存期間等は別に定める。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究に係る不正行為の防止に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月24日から施行し、平成26年10月1日から適用する。
- 2 国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程（平成19年10月24日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月26日から施行し、令和3年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年7月29日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年6月27日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年1月23日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年5月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行し、第3条については、令和7年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙様式1)(第15条関係)

誓約書

山梨大学長 殿

私は、全ての研究活動にあたり、「山梨大学における研究活動に関する基本方針」および「山梨大学における研究活動に関する行動規範」に述べられた精神に則り、「国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程」「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」「研究機関における公的資金の管理・監査のガイドライン」を遵守して、研究不正を行わないこと、また、規程等に違反して不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担することを、誓約いたします。

日付： 年 月 日

所属学域・講座等：()

氏名：(自 署)

【事務取扱い記入欄】

誓約書提出日： 年 月 日

担当部署受理日： 年 月 日

添付資料有無： 有

(別紙様式2)(第15条関係)

誓 約 書

年 月 日

山 梨 大 学 長 殿

所属：

氏名： (自署)

私は、国立大学法人山梨大学の事務職員として、在職中は下記事項を遵守します。

記

- ・ 公的資金にかかる事務の遂行に当たっては、大学の規程等を遵守すること。
- ・ 公的資金にかかる事務における不正行為を行わないこと。
- ・ 公的資金にかかる事務における規程等に違反した場合又は不正行為を行った場合は、処分及び法的な責任を負うこと。

※「公的資金」とは、運営費交付金、受託研究費、奨学寄附金、補助金等を財源とし本学で扱うすべての経費をいう。

<改正記録>

- H28. 3. 29 組織名称の変更に伴う改正
- H29. 3. 27 組織の追加に伴う改正
- H30. 3. 27 障害学生修学支援室の廃止及び学生サポートセンターの設置に伴う改正
- H31. 3. 26 誓約書の取扱いの変更に伴う改正
- R 3. 2. 26 地域未来創造センターの廃止及び地域人材養成センターの設置に伴う改正
- R 3. 7. 29 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正に伴う改正
- R 4. 6. 27 燃料電池ナノ材料研究センターの名称変更に伴う改正
- R 5. 1. 23 教育国際化推進機構を教育統括機構に改編したことに伴う改正
- R 5. 5. 29 新体制移行及び組織改編に伴う改正
- R 7. 10. 1 研究に係る不正行為の定義変更等に伴う改正
- R 8. 3. 24 組織改編に伴う改正